

## PETボトル再生処理施設の変更及び登録申請書類の変更等に関する手続きについて

## 1. PETボトル再生処理施設の変更について

再生処理事業者が登録しているPETボトル再生処理施設の変更（再生処理施設の移設、改造もしくは変更又は再生処理施設に関する許可・届出内容の変更）を行おうとする場合には、PETボトル再商品化実施契約書第10条の定めに従い、事前に当協会に通知するとともに、関係法令に基づく適切な手続きを遅滞なくとらなければなりません。

事前の通知並びに承諾を得ないで該当事項を実施した場合は、措置規程の定めにより、契約解除、当該年度登録取消し、次年度落札可能量削減等の措置が適用されることがあります。

## (1) 手順

PETボトル再生処理施設の変更を行おうとする場合には、PETボトル再生処理施設の変更願いに変更前と変更後の内容が確認できる書類（フロー図、レイアウト図、仕様書、外形図等）を添えてPETボトル事業部宛に提出してください（内容により、追加書類を要求する場合があります）。

なお、次年度登録申請書類を提出した後にPETボトル再生処理施設の変更願いを提出する場合は、7月31日までは当該年度登録書類について、8月1日以降は翌年度の登録書類について提出してください。

変更願い受理後審査を行い、その結果に基づき「PETボトル再生処理施設の変更に関する承諾・不承諾通知書」を発送します。

承諾通知受理後に変更を実施し、完了後速やかにPETボトル再生処理施設の変更完了報告書に必要な書類（資料8-4を参照）を添えて提出してください。書類には必ずページ番号と、差替・追加等の内容、日付を記入してください。

なお、不承諾通知を受け取った場合は、変更内容の再検討を行い、必要に応じて再度変更願いを提出してください。

## (2) 変更実施前に変更願いの提出が必要な事項

下記①～③に該当する事項については、実施前に変更願いを提出してください。

## ① 再生処理施設の増改築・移設

## ② 再生処理施設の改造もしくは変更

## ア. 主要設備の改造もしくは変更

\*主要設備とは主要機器（ベール解体機、破砕機、洗浄機（水・アルカリ洗浄機）、比重分離機、脱水機ならびにペレタイザーおよびポリエステル原料製造装置等）のほか、ベールの開梱・投入から処理して製品を保管するまでの工程の設備をいう。なお、除染工程機器（真空脱ガス処理等の不純物の除去等を行う除染工程機器）も含む。

## イ. 排水処理設備の改造もしくは変更

## ウ. 再生処理工程の変更

## エ. 設備・機器配置の変更

## オ. 原料・製品・残渣等の保管場所や保管量の変更（協会委託外含む）等

## ③ 再生処理施設に関する許可・届出内容の変更

## ア. 一般廃棄物処理施設設置許可証に関する許可内容の変更（能力アップに関わらない変更も含む）

## イ. 指定可燃物貯蔵取扱い届出書に関する届出内容の変更 等

（届出数量のみの変更は完了報告のみとする）

## ウ. 特定施設届出書に関する届出内容の変更

なお、代表者、社名変更に伴う変更のみは事前の変更願いは不要です。変更後に届出事項変更届の書式

で提出してください。

- (3) 変更実施前の変更願いの提出は不要だが、変更完了後に速やかに完了報告が必要な事項  
下記①に該当する事項については、変更願いを提出する必要はありませんが、変更後速やかにPETボトル再生処理施設の変更完了報告書に必要書類を添えて提出してください。

① 上記(2)あるいは下記(4)に該当しない設備・機器の変更

- (4) 変更願い、完了報告が不要な事項

① 設備・機器の部品の交換、変更およびこれに準ずる程度の変更

- (5) 完了報告時の必要書類について

平成30年度PETボトル再生処理施設等の変更完了報告書に必要書類を添えてPETボトル事業部宛に提出してください。必要書類は資料8-4を参考にしてください。

また、変更完了報告書に添付する登録書類の差替の年度については、下記をご確認ください。

- ・変更願いと変更完了報告書が7月31日までの場合 ⇒ 平成30年度の登録書類の差替
- ・変更願いが7月31日まで、変更完了報告書が8月1日以降の場合 ⇒ 平成31年度の登録書類の差替
- ・変更願いと変更完了報告書が8月1日以降の場合 ⇒ 平成31年度の登録書類の差替

## 2. 登録申請書類の変更について

確実な再生処理の管理のため、契約後も事業者登録時に提出した登録申請書類一式を実際の再商品化業務の状況に合わせて維持・管理する必要があります。再生処理事業者と協会双方で保管している登録申請書類の内容を一致させるために、登録申請書類の差替や追加が発生する場合は、下記に従って書類を作成し提出してください。下記の内容に従っていない書類は受理できませんので注意してください。

なお、引取同意書関連の変更についても届出事項変更届が必要となります(量変更のみの場合は不要)。必要書類については資料8-6、REINSへの入力方法については資料3-3もしくは資料3-11をご覧ください。

### (1) 手順

登録申請書類の変更が発生した場合は、速やかにPETボトル再生処理事業者登録書類の届出事項変更届に必要な書類(資料8-5を参照)を添えて提出してください。なお、次年度登録申請書類を提出した後にPETボトル再生処理事業者登録書類の届出事項変更届を提出する場合は、7月31日までは当該年度登録書類について、8月1日以降は翌年度の登録書類について提出してください。

### (2) 届出事項変更届が必要な事項

- ① 再生処理事業者の基本情報、工場情報、組織等の変更(※1)
- ② 産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物収集運搬業者の追加・変更(※2)(※3)
- ③ 産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物収集運搬業者の許可の更新(※3)
- ④ 引取同意書の期中の追加・変更
- ⑤ 操業体制の大幅な変更
- ⑥ 品質管理体制や品質検査記録の変更
- ⑦ その他、再生処理施設の変更を伴わない登録申請書類の変更

(※1) 代表者が変更になったときには、許認可証・届出、契約書等にも差替の必要なものがあります。

(※2) 産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物収集運搬業者の追加・変更では当該事業者の許可証、契約書のほか様式B-1-A、様式B-1-Bの提出が必要です。

(※3) 産業廃棄物関係事業者の追加・変更、許可の更新についてはREINSでの「廃棄物許可管理」のデータ更新も必要です。

### 3. 登録申請書類の差替・追加の場合のページ番号について

登録申請後に登録申請書類の差替や追加を提出する場合は、次のようにページ番号を作成してください。ページ番号は提出するすべての書類の右下隅につけてください。書類の表題部分だけにつけることは認められません。A3用紙以上の大きさの場合はファイル折りした状態で見える場所につけてください。書類の綴じ方はISO 5457を基本にしてください。

#### ページ番号の構成

登録申請書類のページ番号に対応したページ番号 + 書類差替・追加の区別 + 書類作成年月日

#### (例1) 書類を差替する場合

書類を差替する場合は、ページ番号の後ろに「書類差替」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3 書類差替平成 30/05/01

(現行の2-8-3に代えて挿入するページであることを表す)

#### (例2) 書類を追加する場合

書類を追加する場合は、ページ番号の後ろに「書類追加」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3-1 書類追加平成 30/05/01

(2-8-3と2-8-4の間に新たに追加挿入するページであることを表す)

#### (例3) 複数工場ある場合

複数工場ある場合は、末尾に工場名を加える。

2-8-3 書類差替平成 30/05/01 (A工場)

2-8-3-1 書類追加平成 30/05/01 (B工場)

### 4. 注意事項

- (1) PETボトル再生処理施設の変更願いの審査には時間がかかりますので、出来るだけ時間的余裕をもって変更願いを提出してください。
- (2) 書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。特段の理由がない限り、送り状は不要です。提出先は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部長 宛です。
- (3) 設備機器の変更に関しては、変更前・変更後の図面を提出してください。また、変更のあった機器に蛍光ペンなどで原本1部・コピー1部、合計2部にマーカーをしてください。
- (3) 提出書類に不備があった場合には再提出を依頼します。
- (4) 上記のどの事項に該当するか判断が出来ない場合は、PETボトル事業部に相談してください。
- (5) 提出書類は添付した書式に従って作成してください。
- (6) PETボトル再生処理施設の変更願いのスケジュールに関しては、詳細なスケジュールを記載してください。承諾書受領後に何らかの理由でスケジュールが変更になる場合には、協会に必ず連絡してください。

以上

変更手続き等のまとめ

●PETボトル再生処理施設等の変更完了報告の必要書類とREINSへの入力について

変更実施前に変更願いの提出が必要な事項(代表例)		変更完了報告の必要書類 ※()内は該当する場合		REINSへの入力	備考				
		書類番号	書類名						
再生処理施設の変更	再生処理施設の改造	主要設備の改造もしくは変更	2-3-1	設備機器リスト(様式C)	能力が変更となる場合、工場属性情報の変更	-			
			2-4	主要機器の仕様書					
			2-5	主要機器の外形図					
			2-6	設備ラインフロー					
			2-7	設備レイアウト図					
			2-9	配置図					
			2-16	一廃設置許可関連(変更許可もしくは軽微変更)					
			(1-2)	事業者登録申込書(様式2) (能力が変更となる場合)					
			(2-1)	設備物質収支(能力が変更となる場合)					
			(2-2)	設備能力の設定根拠(能力が変更となる場合)					
			(2-17-1)	特定施設届出一覧表(様式G)					
			(2-17-2)	特定施設設置届出書および受理書					
	再生処理施設の改造	排水処理設備の改造もしくは変更	2-3-1	設備機器リスト(様式C)	-	-			
			2-7	設備レイアウト図					
			2-8-2	用水から排水処理設備にいたる水の系統図					
2-8-3			廃水処理設備の処理工程の系統図						
2-9			配置図						
2-17-1			特定施設届出一覧表(様式G)						
2-17-2			特定施設設置届出書および受理書						
(2-3-2)			薬液タンクリスト(様式D)						
(2-16)			一廃設置許可関連(変更許可もしくは軽微変更)						
再生処理工程の変更			再生処理工程の変更	2-6			設備ラインフロー	-	-
				2-7			設備レイアウト図		
				2-9			配置図		
	(1-9)	工程別配員数(様式5)							
	(2-16)	一廃設置許可関連(変更許可もしくは軽微変更)							
	設備・機器配置の変更	設備・機器配置の変更		2-6	設備ラインフロー	-	-		
2-7			設備レイアウト図						
2-9			配置図						
原料・製品・残渣等の保管場所や保管量の変更(協会委託外含む)	原料・製品・残渣等の保管場所や保管量の変更	2-14-1	原料・製品・残さ保管場所位置図	-	-				
		2-14-2	原料保管面積と保管容量算出表(様式F)						
		(1-2)	事業者登録申込書(様式2) (原料保管量が変わる場合)						
		(2-10)	建物の登記簿謄本(新設・賃貸の場合)						
		(2-11)	建築確認済証(新設の場合)						
		(2-12)	土地の登記簿謄本(新設・賃貸の場合)						
		(2-13)	土地の公図(新設・賃貸の場合)						
		(2-15)	指定可燃物貯蔵取扱い届出書						
		(2-23)	建物の賃貸契約書(賃貸の場合)						
		(2-24)	土地の賃貸契約書(賃貸の場合)						
再生処理施設に関する許可・届出内容の変更	一般廃棄物処理施設設置許可証に関する許可内容の変更(能力アップに関わらない変更も含む)	2-16	一廃設置許可関連	-	代表者、社名変更に伴う変更のみは事前の変更願いは不要ですが、事前の連絡と届出事項変更届による登録書類の差替が必要です。				
		2-15	指定可燃物貯蔵取扱い届出書および添付図						
	指定可燃物貯蔵取扱い届出書に関する届出内容の変更	(2-14-1)	原料・製品・残さ保管場所位置図 (保管場所変更の場合)						
		特定施設届出書に関する届出内容の変更	2-17-1			特定施設届出一覧表(様式G)			
2-17-2	特定施設設置届出書および受理書								

※変更の内容により、提出する書類が変更・追加となる場合もあります。

※平成30年7月31日までは平成30年度登録申請書類に関して提出。平成30年8月1日以降は平成31年度登録申請書類に関し提出してください。

※書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。

変更手続き等のまとめ

●PETボトル再生処理事業登録書類の届出事項変更届の必要書類とREINSへの入力について

変更内容(代表例)		協会への 事前連絡	必要書類 ※()内は該当する場合		REINSへの入力	備考
			書類番号	書類名		
再生処理事業登録書類の届出事項変更届	基本情報変更	要	1-1	事業者登録申込書(様式1)	事業者基本情報の入力	・その他届出、許可、契約関連書類の差替、追加も該当 ・取締役が変更の場合は不要(代表者の変更のみ)
			(1-4)	登記簿謄本(事業者名、所在地、代表者が変更の場合)		
			(1-7)	印鑑証明書(代表者登録印を変更した場合)		
	本社担当者変更	要	1-1	事業者登録申込書(様式1)	本社担当者情報入力	-
			1-2	事業者登録申込書(様式2)		
			(1-8)	組織図(担当部署等変更の場合)		
	工場基本情報	要	1-1	事業者登録申込書(様式1)	工場基本情報入力	-
			1-2	事業者登録申込書(様式2)		
	実績担当者情報	不要	-	-	実績担当者入力	-
	引取同意書の追加・変更	不要	詳細は資料8-6を参照			
	登記簿謄本記載事項の変更	不要	1-4	登記簿謄本	-	-
	組織の変更	不要	1-8	組織図	-	担当部署・担当者以外の変更の場合
	相談役・顧問に関する事項	不要	1-10	様式6	-	-
百分の五以上の出資者に関する事項	不要					
産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物収集運搬業者の追加・変更	不要	2-18-1	残さ処理計画書(様式B-1-A、様式B-1-B)	廃棄物許可証管理	REINSの「廃棄物許可証管理」画面で入力⇒様式B-1-Bを印刷	
	不要	2-18-2	産業廃棄物処理委託契約書			
品質管理項目、検査手順の変更	不要	2-19	品質管理	-	-	
自社取引となった場合	要	1-3	自社取引の場合の最終製品の販売を証する資料(資料4)	-	-	

※変更の内容により、提出する書類が変更となる場合もあります。

※平成30年7月31日までは平成30年度登録申請書類に関して提出。平成30年8月1日以降は平成31年度登録申請書類に関し提出してください。

※REINSにがロックがかかって入力できない場合は、お手数ですがPETボトル事業部までご連絡ください。

※書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。

●その他の書類の変更(施設変更願い、届出事項変更届は不要ですが、事前連絡や書類が必要な事項)

変更内容(代表例)		協会への 事前連絡	必要書類 ※()内は該当する場合		REINSへの入力	備考
			書類番号	書類名		
その他	会社の合併、事業譲渡や廃業等	要	-	-	-	登録書類の差替や追加、REINSへの入力は無いが、正式な書面が必要
	利用事業者の要請等で再商品化製品を購入して再加工・除染工程を行って利用事業者に販売する場合	要	-	再商品製品再加工品利用計画書(様式11) 再商品化製品引き取り同意書(様式3-2) ※取引条件変更	引取同意書入力	-
	特定再商品化利用事業者に該当した場合	要	-	再商品化実施契約締結委任状 特定再商品化利用事業者の登録書類	-	-
	再商品化実施費用の振込み口座の変更	要	-	振込口座登録依頼書(1部提出)	口座情報入力	-
	運搬事業者の情報変更(会社名や住所の変更等)	要	-	電子入札・再商品化実施契約締結委任状	運搬事業者入力	-

変更手続き等のまとめ

●引取同意書の追加と変更まとめ

※引取同意書の追加・変更の場合、届出事項変更届が必要です(量変更のみの場合は不要)。

※書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。

内容		必要書類※()内は該当する場合	REINSへの入力	備考	
引 追 取 加 同 意 書 の	引取同意書の追加申請	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1)	製品利用事業者基本情報入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに承認済みの利用事業者で他工場の引取同意書の追加の場合は利用事業者の会社案内は不要</li> <li>・前年度実績のある利用事業者は会社案内不要</li> <li>・前年度実績のある利用事業者の引取同意書に記載された商社ならびにすでに承認済の引取同意書に記載のある商社の場合は、商社の会社案内不要</li> </ul>	
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-2)	製品利用事業者工場情報入力		
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-3)	引取同意書入力		
		(利用事業者の会社案内) (商社の会社案内)			
承 認 済 み 引 取 同 意 書 の 変 更	用途の追加・変更・削除	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1)	製品利用事業者基本情報入力		
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-2)	製品利用事業者工場情報入力		
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-3)	引取同意書入力		
	再商品化製品(フレーク・ペレット・ポリエステル原料)の追加	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1)	製品利用事業者基本情報入力		<ul style="list-style-type: none"> <li>・例として、利用事業者にフレークのみを販売していたが、ペレットも販売することになった場合等が該当</li> </ul>
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-2)	製品利用事業者工場情報入力		
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-3)	引取同意書入力		
	量変更	-	引取同意書入力→修正		-
	利用事業者の社名変更	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1) (再商品化製品引き取り同意書(様式3-2)) 再商品化製品引き取り同意書(様式3-3) 利用事業者の会社案内	製品利用事業者基本情報入力		-
	利用事業者の工場名変更	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1) 再商品化製品引き取り同意書(様式3-3) 利用事業者の会社案内	-		<ul style="list-style-type: none"> <li>・PETボトル事業部で変更しますので、ご連絡ください。</li> </ul>
	利用事業者の本社所在地・代表者変更	再商品化製品引き取り同意書(様式3-2) 再商品化製品引き取り同意書(様式3-3) 利用事業者の会社案内	製品利用事業者基本情報入力 製品利用事業者工場情報入力		-
	利用事業者の工場所在地変更	再商品化製品引き取り同意書(様式3-3) 利用事業者の会社案内	-		<ul style="list-style-type: none"> <li>・PETボトル事業部で変更しますので、ご連絡ください。</li> </ul>
	利用事業者の本社担当者変更	-	製品利用事業者基本情報入力		-
	利用事業者の工場担当者変更	-	製品利用事業者工場情報入力		-
取引条件変更(商社の変更・追加、再加工事業者の変更・追加等)	再商品化製品引き取り同意書(様式3-2) (商社の会社案内)※商社の変更・追加 (再商品化製品再加工品利用計画書)※再加工事業者の変更・追加	引取同意書入力→修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>商社が変更・追加となる場合は商社の会社案内を提出。ただし、前年度実績のある利用事業者の引取同意書に記載された商社ならびにすでに承認済の引取同意書に記載のある商社の場合は、商社の会社案内不要</li> </ul>		
製品例変更	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1)	引取同意書入力→修正	-		
	再商品化製品引き取り同意書(様式3-3)				